

11 月上旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

「消除对妇女暴力行为运动周」

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年の 11 月 12 日～25 日为「消除对妇女暴力行为运动周」。来自配偶或伴侣的暴力 (DV)、性犯罪，卖淫，性骚扰和跟踪，都是对人权的侵犯。请不要独自烦恼，欢迎随意前来相谈。

【部份法律得到修改～来自恋人暴力纳入适用对象】

遭遇恋人暴力已成为社会问题，「防止配偶者暴力法」的一部分已得到修改。有关来自一起生活的恋人的暴力以及受此危害的人，经法律修改都可将成为适用对象。(明年 1 月 3 日开始实施)

毎年 11 月 12 日～25 日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。夫、パートナーからの暴力 (DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな相談に応じます。一人で悩まないで気軽に相談しましょう。

【法律が一部改正～恋人からの暴力も対象】

交際相手からの暴力が社会問題となり、「配偶者暴力防止法」の一部が改正されました。生活の本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法の適用対象者とされることとなりました。(来年 1 月 3 日施行)。

男女共同参画中心 イコラーム(男女共同参画センター)	072-960-9206	周二～周日 10:00～17:00 (周一是节日时照常实施,第二日休息) 火～日 午前10時～午後5時 (月曜日が祝日の場合は実施し、その翌日が休み)
大阪府女性相談中心 大阪府女性相談センター	06-6949-6022	9:00～20:00 (除去节日以外) 午前9時～午後8時(祝日を除く)
东大阪児童家庭中心 (DV 专线) 東大阪子ども家庭センター(DV 専用)	06-6721-2077	周一～周五 9:00～17:45 (除去节日以外) 月～金 午前9時～午後5時45分(祝日を除く)
女性人权热线电话 女性の人権ホットライン	0570-070-810	11 月 18 日(周一)～22 日(周五) 8:30～19:00 23 日(节日)・24 日(周日) 10:00～17:00 11 月 18 日(月)～22 日(金)午前8時30分～午後7時 23 日(祝)・24 日(日)は午前10時～午後5時

面向男性的电话相谈:男女共同参画中心 072-966-5002 第 1 周的周六 13:00～17:00、第 3 周的周三 19:00～21:00
男性向け電話相談:イコラーム(男女共同参画センター) 072-966-5002 第 1 土曜日 午後 1 時～5 時、第 3 水曜日 午後 7 時～9 時

募集市営住宅入居者

市営住宅入居者募集

募集住宅、申请资格等详细情况请来电咨询。需要翻译者请与国际情报广场联系。

申请表从 11 月 1 日(周五)～11 月 15 日(周五)可在市政信息处、各行政服务中心、各福祉事務所等处领取。请填写申请表(每户 1 份)内的必要事项及准备所需资料后,在 11 月 15 日(周五)之前(邮戳有效)邮寄。

※不可重复申请。

申请・询问处:住宅政策课

TEL 06-4309-3231/FAX 06-4309-3834

募集住宅や申込資格など詳しくはお問合せ下さい。また、通訳が必要な方は国際情報プラザにご相談ください。応募用紙は 11 月 1 日(金)～11 月 15 日(金)まで住宅政策課、市政情報コーナー、行政サービスセンター、福祉事務所等で配布します。応募用紙(1 世帯 1 通)に必要な事項を書き、必要書類を添えて 11 月 15 日(金)消印有効までに郵送してください。

※重複申込みはできません。

申請・問合先:住宅政策課



<p>(特別) 児童抚养津贴费已重新调整</p>	<p>とくべつ じどうふようてあて てあてがく か (特別)児童抚养手当の手当額が変わりました</p>
<p>随着消费物价指数的降低,从10月份开始的儿童抚养津贴费和特别儿童抚养津贴费都分别重新调整。</p> <p>【儿童抚养津贴】 ▽全额支付=4万1,140日元 ▽部份支付=9,710日元~4万1,130日元</p> <p>【特别儿童抚养津贴】 ▽1级=5万50日元 ▽2级=3万3,330日元</p>	<p>しょうひしゃぶつかしすう げらく ともな がつぶん じどうふようてあて とくべつじどう 消費者物価指数の下落に伴い、10月分から児童抚养手当と特別児童 ふようてあて がく がそれぞれ かいいてい 抚养手当の額がそれぞれ改定されました。</p> <p>【児童抚养手当】 ぜんぶしきゅう まん えん いちぶしきゅう えん まん えん ▽全部支給=4万1,140円 ▽一部支給=9,710円~4万1,130円</p> <p>とくべつじどうふようてあて 【特别児童抚养手当】 きゅう まん えん きゅう まん えん ▽1級=5万50円 ▽2級=3万3,330円</p>
<p>询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわせさき こくみんねんきんか 問 合 先 : 国民年金課</p>

为外国人而举办 1日咨询服务 in 东大阪

2013年12月8日(日)

12:00~16:30 (受理到16:00为止)
布施站前市民中心 (イオン5楼)



外国人のための1日相談サービス
Consultation service day
 외국인을 위한 1일 상담서비스
 在东大阪的1日咨询服务
Día de servicio de consulta
Dia de serviço de consulta
Dịch vụ một ngày tư vấn
วันรับบริการให้คำปรึกษา
ISANG ARAW NA SERBISYO SA PAG KONSULTA
Pelayanan konsultasi selama satu hari untuk orang asing

就有关在留资格(签证)、工作、年金、社会保险、福祉(生活保护)、身体健康的烦恼、孩子的升学事项(奖学金制度)、育儿、以及生活信息(市府营住宅)等,使用多国语言由专家提供咨询服务。

※ 免费、不需要预约、严守秘密

- 通 訳 : 英语、韩国・朝鲜语、中文、西班牙语、葡萄牙语、越南语、泰语、菲律宾语、印度尼西亚语
- 询问处 : 东大阪市人权文化部文化国际课 国际情报广场

TEL 06-4309-3311 FAX 06-4309-3823

大阪生活指南

IV-4 离婚

4. 登录事项の変更

因离婚姓名、住址等发生变化时,应去入国管理局办理变更手续。如果居住地址发生变化需要向市区町村役所提交移动申报。

<摘自公益财团法人大阪府国际交流财团(OFIX)网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

IV-4 離婚

4. 登録事項の変更

離婚で、名前が変更する場合は、入 国 管 理 局 に 変 更 届 出 を し ま す 。 ま た 、 住 居 地 を 変 更 す る 場 合 は 地 区 町 村 役 場 に 届 出 が 必 要 だ す 。

<公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

